



寒さが残る中、春の気配を感じる季節となりました。暖かい春の訪れを感じる光る季節の扉を開け、季節の変わり目にふさわしい新たな始まりを楽しんでみてはいかがでしょうか。  
今回のテーマは令和7年度税制改正です。  
税制改正大綱には、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税などいくつかの項目に分かれています。個人所得課税の改正は以下の通りです。

## 今月のテーマ：令和7年度税制改正について（個人所得課税）

基礎控除・給与所得控除の見直し  
特定親族特別控除（仮称）の創設  
確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ  
NISAの利便性向上  
子育て世帯の住宅ローン減税等に係る所要の措置  
子育て世帯の住宅リフォーム減税等に係る所要の措置  
子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

エンジェル税制の拡充  
退職所得控除の調整規定等の見直し  
各種控除証明書の提出省略



今月は「基礎控除・給与所得控除の見直し」と「特定親族特別控除（仮称）の創設」、「確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ」、「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について確認します。

(1)基礎控除・給与所得控除の見直し  
「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として基礎控除及び給与所得控除の最低保証額の見直しが行われました。

【基礎控除の見直し】  
合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、**58万円**（現行48万円）となります。

改正前		改正後	
合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除
		2,350万円以下	58万円
～2,400万円以下	48万円	2,350万円超～2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	2,450万円超～2,500万円以下	16万円

これにより所得税がかり始める年収の壁が103万円から**123万円**となります

【給与所得控除の最低保障額の見直し】  
55万円の最低保障額を**65万円**に引き上げられます。



## < Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision  
今月の開催日は**3月27日（木）**です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月27日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月21日(金)
4月10日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月4日(金)
5月15日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月9日(金)

## < 3月のカレンダー >

日	月	内容
10	月	* 2月分源泉所得税・住民税の納付期限 * 所得税の確定申告期限及び納付期限（振替納税は4月23日）
17	月	* 贈与税の確定申告期限及び納付期限 * 個人の青色申告の承認申請書提出期限（ ） * 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告期限
27	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision * 1月決算法人の確定申告及び納付期限 * 7月決算法人の中間申告・納付期限
31	月	* 消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の4・10月決算法人） * 消費税（毎月納付1月分）の納付期限 * 個人事業者の消費税等確定申告期限及び納付期限（振替納税は4月30日） * 2月分社会保険料の納付期限

1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内

当社は赤い羽根共同募金  
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

## (2)特定親族特別控除（仮称）の創設

19歳から22歳までの大学生年代の子等（ ）の親等が扶養控除を受ける場合には、親族等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円相当）までは、特定扶養控除と同額（63万円）の扶養控除を受けることができるようになり、合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等の控除の額が段階的に適減する仕組みとなりました。

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

改正前		改正後	
親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円	48万円以下	63万円
48万円超～58万円以下	0円	48万円超～58万円以下	63万円
58万円超～85万円以下		58万円超～85万円以下	63万円
85万円超～90万円以下		85万円超～90万円以下	61万円
90万円超～95万円以下		90万円超～95万円以下	51万円
95万円超～100万円以下		95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下		100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下		105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下		110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下		115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下		120万円超～123万円以下	3万円

個人住民税についても、段階的に控除額が設定されます。

令和7年度税制改正大綱は、令和6年12月27日閣議決定されました。  
国会にて税制改正法案が可決されれば、新しい税制が施行される流れになっております。



## (3)確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ

第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額（現行：月額6.8万円）について、月額**7.5万円**に引き上げられます。

第二号被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（現行：月額5.5万円）に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額**6.2万円**に引き上げられます。



現在				見直し後			
第1号	第2号 (企業年金あり)	第2号 (企業年金なし)	第3号	第1号	第2号 (企業年金あり)	第2号 (企業年金なし)	第3号
iDeCo 月額6.8万円 ※国民年金基金等との合算種	iDeCo 月額2.0万円	iDeCo・iDeCo+ 月額2.3万円	iDeCo 月額2.3万円	iDeCo 月額7.5万円 ※国民年金基金等との共通種	iDeCo・企業型DC 合計で 月額6.2万円	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円	iDeCo 月額2.3万円
国民年金基金	企業型DC 月額5.5万円			国民年金基金	4.2万円増額	3.9万円増額	
国民年金（基礎年金）				国民年金（基礎年金）			

（参照：厚生労働省HP）

## (4)子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする（適用限度額**2万円上乗せ**）。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は**6万円**（現行：4万円）とする。  
一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ。）。